

○ 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部を改正する告示案新旧対照条文

平成十三年国土交通省告示第千五百四十号

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法(木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。)又は木質プレハブ工法(木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものをあらかじめ工場で接着することにより、壁及び床版を設ける工法をいう。)を用いた建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十までに、同令第九十四条及び第九十九条の規定に基づき、木質接着成形軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。以下同じ。)、木質複合軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。以下同じ。)、木質断熱複合パネル(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第十二号に規定する木質断熱複合パネルをいう。以下同じ。)及び木質接着複合パネル(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。)並びに第二第一号及び第二二号に掲げるもの以外の木材の許</p>	<p>枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法(木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。)又は木質プレハブ工法(木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものをあらかじめ工場で接着することにより、壁及び床版を設ける工法をいう。)を用いた建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十までに、同令第九十四条及び第九十九条の規定に基づき、木質接着成形軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。以下同じ。)、木質複合軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。以下同じ。)、木質断熱複合パネル(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第十二号に規定する木質断熱複合パネルをいう。以下同じ。)及び木質接着複合パネル(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。)並びに第二第一号及び第二二号に掲げるもの以外の木材の許容応力度及び材料強度を第二第三号に</p>

容応力度及び材料強度を第二第三号に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十一に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十二にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができると認める。

第一 (略)

第二 材料

一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

(六) (略)	(略)	構造部材の種類	規 格	(三)に掲げる規格(二)に掲げる規格(一)に掲げる規格を除く。)及び構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。)又は製材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千八十三号)に規定する下地用製材の板類の一級
				筋かい

二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力に係る規定に限る。)に適合するものとしなければならない。

定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十一に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十二にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができると認める。

第一 (略)

第二 材料

一 構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ、次の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。

(六) (略)	(略)	構造部材の種類	規 格	(三)に掲げる規格(二)に掲げる規格(一)に掲げる規格を除く。)及び構造用集成材規格に規定する非対称異等級構成集成材に係るものを除く。)又は針葉樹の下地用製材の日本農林規格(平成八年農林水産省告示第千八十五号)に規定する板類の一級
				筋かい

二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力に係る規定に限る。)に適合するものとしなければならない。

ない。

(略)	(一)	構造部材の種類	(略)	規格
(略)	屋外に面する部分 (防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。) (に用いる壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分(常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。)) に用いる壁材	材料の種類	製材	製材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第千八十三号)に規定する下地用製材の板類の一級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

三、四 (略)
第三十二 (略)
附則 (略)
附則

この告示は、平成十九年十一月二十七日から施行する

ない。

(略)	(一)	構造部材の種類	(略)	規格
(略)	屋外に面する部分 (防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。) (に用いる壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分(常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。)) に用いる壁材	材料の種類	製材	針葉樹の下地用製材の日本農林規格(平成十八年農林水産省告示第千八十五号)に規定する板類の一級
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

三、四 (略)
第三十二 (略)
附則 (略)
附則